

高病原性鳥インフルエンザ等に係る 第3回京都府家畜伝染病等対策本部会議

令和7年12月24日（水）9時00分～
京都府庁第1号館6階危機管理センター
災害対策本部会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 発生の概要について
- (2) 防疫スケジュール（案）について
- (3) 消毒ポイント設置場所について
- (4) その他

3 閉会

亀岡市における高病原性鳥インフルエンザ発生の概要

1 概 要

(1) 発生農場の概要

- ・農場所在地：亀岡市
- ・飼養状況：採卵鶏 280, 000羽

(2) 周辺農場の状況（京都府内）

- | | |
|---------------------|----|
| ・移動制限区域内（半径3km内） | 0件 |
| ・搬出制限区域内（半径3～10km内） | 2件 |

2 経 過

12月23日（火）

- 8:30 飼養者から南丹家畜保健衛生所へ死亡鶏増加の通報
 1鶏舎内で90～100羽の鶏がかたまって死亡
 (前日までは1日平均25羽死亡)
- 10:00 南丹家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査
- 12:00 簡易検査で陽性が判明
 陽性羽数10羽／検査羽数10羽（死亡鶏8羽、同居鶏2羽）

12月24日（水）

- 9:00 中丹家畜保健衛生所によるPCR検査陽性の報告を受けた国が、
 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と決定

3 12/23(火)に実施済の対応

- ・南丹広域振興局職員10名で構成されるスターターチームによる農場の封鎖等
 ウイルスの封じ込め
- ・当該農場に鶏、卵等の移動自粛を指示
- ・10km圏内の周辺農場2農場に対し家きん、卵等の移動自粛を要請

4 今後の防疫措置

- ・直ちに殺処分や汚染物品処理などの防疫措置を開始
- ・移動制限区域（半径3km内）及び搬出制限区域（半径3～10km内）を設定し、
 府内の搬出制限区域内にある2農場に対し、区域外への家きん、卵等の搬出を制限
- ・上記制限区域の境界付近に消毒ポイントを設定（4箇所）
- ・農場から半径10km内を野鳥監視重点区域とし、水鳥が飛来するため池等の監
 視を強化（1箇所→2箇所）
- *スケジュールは別添資料2を参照

5 その他

- ・鳥インフルエンザに感染した鶏肉や卵が流通することはありません。
- ・現場の取材は、本病のまん延防止の観点から、厳に慎むようお願いします。
- ・今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

防疫スケジュール（案）（12/24（水） 9:00時点）

資料 2

防疫スケジュール																						
経過日数	0	~	7	~	10	~	17	~	20	~	24	~	31	~	38							
発生農場																						
周辺農場																						
焼却																						
農場内対応	経過日数	0 (12/23)	1 (12/24)	2 (12/25)	3 (12/26)	4 (12/27)	5 (12/28)	6 (12/29)	7 (12/30)	8 (12/31)	9 (1/1)	10 (1/2)	11 (1/3)	12 (1/4)	小計	~	17 (1/9)	~	24 (1/16)	~	31 (1/23)	合計
	緊急動員者 (府)	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40		0		0		0	40	
	一般動員者	0	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576	0	0	5,760		72		72		72	5,976
	民間事業者	0	120	300	300	300	300	300	0	0	0	0	0	0	1,920		0		0		0	1,920
	家畜防疫員 (府)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	0	0	187		8		8		8	211
	合計	57	713	893	893	893	893	893	893	593	593	593	0	0	7,907		80		80		80	8,147

*進捗状況に応じて変更する場合があります。